

2015年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義顕
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発

平成27年12月1日号

マイナンバー制度への対応(5)

マイナンバー通知カードが、住民票の世帯ごとに簡易書留郵便で現在配布されています。不在の方も結構多いようで、役所へもたくさん返送されているようです。赤い不在カードが配布された方は、1週間ほど過ぎると郵便局から役所へ返送されますので、本人証明を持って役所へ取りに行ってください。また、10月5日現在で住所票にも番号が付されていますので、番号記載の申し出をすればマイナンバー記載の住民票が取れます。

番号を利用する目的は、①社会保障、②税、③災害対策の手続きのみです。受領した通知カードは、安易に他人に知らせたり、見られたりしないように、また紛失しないようしっかり管理しておきましょう。簡易書留に同封されている個人番号カードの申請は任意で、写真を添付して申請すると来年1月以降役所へ本人証明証をもってとりに行くこととなります。マイナンバーが必要なときは、本人確認(身元及び番号)が必要ですが、個人番号カードがあれば、表に写真、裏に番号が記載されていますので、カード1枚の裏表で身元確認及び番号確認ができます。通知カードや住民票による番号確認の場合は、運転免許証など写真付公的証明証で身元確認が必要です。写真のない公的証明証は、(健保証と年金手帳)2通が必要となります。また、すでに雇用関係にあり、身元が確認できている場合は、番号の確認のみでよいとされています。

◆◆社会保険委託者の皆様へ！！

個人番号は、社員等から取得後、当方や税理士へ委託した後は保管しないで、右のような記録だけ取っておくことをお勧めします。

私どもが、情報漏えいしないように個人番号の廃棄まで、責任を持って管理運用いたします。

<個人番号取得・委託記録>

氏名	ABC		
取得日	担当	取得方法	保管場所
12/15		対面・郵送	鍵付ロッカー ー
①番号 確認手段	通知カード	番号付 住民票	個人番号 カード
②身元 確認手段 A又はB	A 写真 有ー1部	B 写真 無ー2部	
(但し、 12月在 籍者で身 元明らか なものは 不要)	免許証 パスポート	健康 保険証 住民票 年金手帳 その他	
委託	委託日	12/18	12/20
	委託先	社労士	税理士
	担当		
※委託後 は番号を 保管しな いこと	方法	FAX・ 郵送 持参・ 来所	FAX・ 郵送 持参・ 来所

NEWS ダイジェスト

- 学生アルバイトの実態調査結果を公表
厚労省は、いわゆる「ブラックバイト」の実態を把握するために学生を対象に実施したアンケート調査の結果を発表した。学生の4割は午後10時以降の深夜労働をしており、労働条件をめぐるトラブル経験があったとする学生は6割に上った。